



議案第百四号

三朝町国民体育大会開催基金条例の廃止について

三朝町国民体育大会開催基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年十二月十七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾年拾貳月拾九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民体育大会開催基金条例を廃止する条例

三朝町国民体育大会開催基金条例（昭和五十六年三朝町条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。